

白氏文集 二十九

采詩官

平成三十年五月

加藤 淳平

白樂天三十八歳の折の諷諭詩集、『新樂府五十篇』が掉尾を飾る詩なり。當時の樂天、皇帝側近の少壯官僚にして、皇帝の看過したる政務を拾遺すべき左拾遺の職に在り、本務に忠實に、世の實情を詩に詠みて、皇帝に知らしめんと努めたる、『新樂府五十篇』に外ならず。此の「采詩官」詩篇、遠く周代の采詩官の、民が閭を流るる歌謡を採取し、以て上に坐す君王をして下情に通ぜしめ、君王が政治に誤り無きを期したるに、秦以後の十代に亙り、采詩官の職を置かざること續けば、唐後期の宮廷、「貪吏民を害して忌む所無く、奸臣君を蔽ひて畏るる所無」きを憂ふ。樂天の、親しき少壯科擧官僚を語らひて『新樂府』を書けるは、後代「樂府」詩の艶詞多きを嫌ひ、漢代「樂府」の古く、剛直なる様態を、復活せんとの意圖に基づく。されど樂天、更に時代を溯り、周代の采詩官に理想を求め、自らをそにならずらへて、當代君王の、諷諭詩を讀みて「壅蔽を開き、人情に達」するを望むに非ずや。

采詩官 鑑前王亂亡之由也 采詩官 前王亂亡の由に鑑る也

采詩官 采詩聽歌導人言 采詩官 詩を采り歌を聽き藩て 人言を導びく

言者無罪聞者誠 言ふ者に罪無く 聞く者を誠む

下流上通上下泰 下の流れ上に通ひて 上下泰し

周滅秦興至隋氏 周滅び秦興りて 隋氏に至る

十代采詩官不置 十代にわたり 采詩に官を置かず

郊廟登歌贊君美 郊廟の登歌 君が美を贊し

樂府豔詞悅君意 樂府の豔詞 君が意を悦ばす

若求興論規制言 若し興論規制の言を求むれば

萬句千章無一字 萬句千章に 一字無し

不是章句無規制 是れ章句に 規制無きにあらず

漸及朝廷絕諷議 漸く朝廷の 諷議を絶つに及ぶ

諍臣杜口爲冗員 諍臣口を杜ざして冗員と爲り

諫鼓高懸作虛器 諫鼓高く懸りて 虚器と作る

一人負辰常端默 一人辰を負ひて 常に端默し

百辟入門皆自媚 百辟入門すれば 皆自から媚ふ

夕郎所賀皆德音 夕郎の賀する所 皆德音

春官每奏唯祥瑞 春官の毎に奏するは 唯祥瑞のみ

君之堂兮千里遠 君の堂は千里に遠く

君之門兮九重闔 君の門は九重に闔つ

君耳唯聞堂上言 君が耳は 唯堂上の言を聞き

君眼不見門前事 君が眼は 門前の事を見ず

貪吏害民無所忌 貪吏は民を害して忌む所無く

奸臣蔽君無所畏

奸臣は君を蔽ひて畏るる所無し

君不見厲王胡亥之末年

君見ずや厲王胡亥の末年

羣臣有利君無利

羣臣に利有りて 君に利無し

君今君兮願聽此

君よ君よ 願はくは此れを聽かんことを

欲開壅蔽達人情

壅蔽を開き 人情に達せんと欲すれば

先向歌詩求諷刺

先づ歌と詩に向かつて 諷刺を求めよ

(大意) 昔の采詩官は、民間の詩や歌を採取して、民が自由に意思表示するやうに導いた。詩や歌であれば罪に問はれることはなく、聞く者はそれを誠めとした。下の歌ふところが上に通じたから、民衆も爲政者も安泰だった。しかし周が滅びて秦の時代になり、隋代に至ったがその十代に亙つて、民間の詩や歌を採取する官は置かれなかつたから、天地を祀り、先祖を祀る儀式の歌は、君王の美德を譽め稱へるだけ、宮廷の樂府の歌曲は、艶っぽい歌詞で君王の心を悦ばすだけのものとなった。實際の例を擧げて君王の政道を諭したり、君王の非を正し、諫めたりする言葉を求めても、千や萬の章句に一字も無い。もともとの章句に、君王の非を氣附かせる言葉が無い譯ではないが、長く宮廷では、さうした言葉が發せられなくなつた。君王を諫める職務の臣は口を閉ぢて、無用の人員となり、民から直訴があつた時に打つ太鼓は、高く懸かつて居るけれども無用の長物でしかない。上御一人は衝立の前に居られるけれども、いつも端然と黙つて居られ、百官は宮殿の門をくぐれば、皆自分から君王の御機嫌とりをする。夕方伺候する高官の夕郎は、君王の徳行を慶賀するばかりであり、儀禮や祭祀を司る春官は、毎回お目出度い出來事を奏上する。民には、宮廷は千里の遠くにあり、宮廷の門は九重に閉鎖されてゐる。君王の耳は唯宮廷内の言葉だけを聞き、君王の眼には宮廷の門の前の事すら見えない。貪婪な官吏は民を害するに何の抑制もなく、奸佞な大臣は君王の眼を蔽つて何の憚りもない。君は見ないだらうか。周の厲王や秦の廢帝胡亥の最後の年、群臣は利を得たけれども、君王には利が無かつた。だから君王よ、君王よ、願はくはこのことをお聽きになるやう。君王が自らの耳を壅ぎ眼を蔽ふものを取り除き、人の眞の情に達するためには、先づ歌と詩に諷刺を求めて戴きたい。

(平成三十年四月九日受附)